

公 示

平成30年度下半期における臨時海技士国家試験を下記のとおり実施するので
船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第22条第3項の規定により公示する。

平成30年9月25日

内閣府沖縄総合事務局長



記

試験開始日	試験地	試験種別	予定人員	備考
平成30年 12月11日	宮古島市	四級海技士(航海)及びこれより 下級の試験 四級海技士(機関)及びこれより 下級の試験 (※内燃機関に限る)	20人	
平成31年 3月4日	那覇市	四級海技士(航海) 四級海技士(機関) (※内燃機関に限る)	20人	沖縄県立沖縄 水産高等学校を 3月に卒業す る者に限る。

- (注) 1. 試験申請書の受付期間は、平成30年12月11日開始の試験については平成30年11月7日から平成30年11月15日まで、平成31年3月4日開始の試験については平成31年2月6日から平成31年2月15日までとする。
2. 受験者数が予定人員より著しく少ないときは、当該試験を中止することがある。
3. その他、試験実施に必要な事項は、その都度掲示する。